

国登録有形文化財（建造物）の新規登録について

登録有形文化財建造物は、50年を経過した歴史的建造物のうち、一定の評価を得たものを文化財として登録し、届出制という緩やかな規制を通じて保存が図られ、活用が促されています。

（文化庁 HP「登録有形文化財建造物制度の御案内」より）

11月22日（金）に国の文化審議会（会長島谷弘幸）が開催され、本市所在の建造物2箇所6件の登録が答申されました。

1 えばらほんけせいほうさんそう きゅうきむらせいしろうてい
江原本家清芳山荘（旧木村清四郎邸）

えばらほんけおくぐら きゅうあさひちようおくぐら
江原本家奥庫（旧朝日町奥庫）

えばらほんけしちぐら きゅうあさひちようしちぐら
江原本家質庫（旧朝日町質庫）

えばらほんけおおぐら きゅうあさひちようしょうじょうぞうぐら
江原本家大庫（旧朝日町醤油醸造蔵）

所在地：前橋市富士見町赤城山字竜ノ口 1825-39 他



江原本家清芳山荘（旧木村清四郎邸）

2 しもむらけじゅうたくおもや
下村家住宅主屋

しもむらけじゅうたくいなりしゃ
下村家住宅稻荷社

所在地：前橋市紅雲町一丁目（個人住宅のため詳細非公表）



下村家住宅主屋

本件に関するお問い合わせ先

文化財保護課 文化財保護係

電話 内線 / 6110

外線 / 027-280-6511